

組合員の皆さまへ

福井大学生生活協同組合

10月1日からの消費税率改定に伴う福井大生協の基本方針

いつもご利用ありがとうございます。

10月1日より消費税に標準税率（10%）と軽減税率（8%）の2つが導入されます。

つきましては、税務署等の指導にもとづき、以下のように商品やサービスの利用形態によって税率が異なりますので、予めご了承くださいませようお願いいたします。

【標準税率 10%】

- 文具、パソコン、日用品、書籍雑誌等などの物販品
 - ・医薬部外品（リポビタミンDなど）
- 出発日や利用開始日が10月1日以降のサービスは、既に税率10%です
 - ・自動車教習所、旅行、レンタル袴など
 - ・TOEIC等検定試験、通信講座等の講座など
- 「外食」～通常の食堂利用、パーティやケータリング
 - ・飲食用のテーブルや椅子があり、盛り付けなど役務を伴うもの

※トレイに載せた料理を食堂外で利用する場合でも10%です。

【軽減税率 8%】

- テイクアウトの飲食料品（食品菓子、パン米飯、飲料デザート、自販機飲料）
 - ・福井大学オリジナルグッズの「五月ヶ瀬セット」「福大No.1カレー」
 - ・レッドブルなどエナジードリンク類

※購買で購入された弁当や飲料類を食堂で利用される場合は10%です。
- 弁当、コーヒー、オードブル類の出前配達
 - ・盛り付けなど役務を伴わない

【その他】

- iTunesカードや切手などは、本体価格が変更しない限りこれまで通りです。
 - コピー、組合員証再発行手数料などの価格は据え置きとします。
- ※ご不明な場合は店舗にお問い合わせください。

◆キャッシュレス消費者還元事業については、後日、店頭やホームページ上でご案内します。